

NOBY T&F CLUB 改訂後の会員規約（今津）

第1条（名称）

本クラブの名称は、NOBY T&F CLUB（ノビィ トラックアンドフィールドクラブ。以下「本クラブ」という。）とする。

第2条（事務局）

本クラブは、事務局を設置することとする。

第3条（目的）

本クラブは「スポーツを通じて地域の青少年の健全な心身の育成を図るとともに、地域社会の活性化に寄与すること」、また「陸上競技者としてさらなる技術向上を目指す者に対し、支援をすること」を目的とする。

第4条（本クラブへの入会資格）

本クラブに入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、以下の各号に記載する全ての条件を満たしていなければならない。

- ① 本規約及び本クラブが定めるその他の規則・運営ルールを遵守できる者
- ② 医師から激しい運動を禁じられていない健康状態にある者
- ③ コースごとに定める対象年令、その他の条件を満たす者
- ④ 入会希望者が未成年者である場合は、その保護者が本クラブへの入会及びプログラムへの参加に同意し、かつ前①号を満たしている者

第5条（本クラブへの入会手続）

入会希望者は、本クラブ所定の「入会申込書」及び「同意書」に必要事項を記入し、入会希望月の前月の末日の1日前（前月の末日の1日前が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに、事務局まで郵送するものとする。

2. 本クラブは、入会希望者が前条に規定する入会資格を満たしているか審査のうえ、入会を承認するものとする。なお、入会希望者が本クラブ所定の定員を超過した場合は、入会資格を満たす者であっても入会を承認できないことがある。

3. 本クラブが入会を承認した者を、本クラブの会員（以下「会員」という。）とする。

第6条（会費）

会員は、本クラブに対し、別に定める入会金及び月会費（消費税等相当額を含む。以下「会費」という。）を支払わなければならない。

第7条（会費の支払方法）

会員は、前条に定める会費を、原則クレジットカード決済により支払うものとする。

なお、会員は会費の集金業務を本クラブ指定のクレジット代行会社が実施することにつき、予めこれを承諾する。

2. 事務局は、入会金を入会月、月会費を当該月に当該クレジット代行会社を通して、会員が指定したクレジット会社へ請求するものとする。（会員への請求は当該クレジット会社の規定による。）

第8条（会費の返金）

本クラブは、会員が一旦納入した会費は、理由の如何を問わず会員に返還しないものとする。

ただし、天災・地災、その他外的事由等のやむを得ない事由以外により本クラブが年度内に指定のプログラムの回数を実施できなかった場合、本クラブは会員に対し、未実施の回数分に相当する額を返金するものとする。

なお、返金額は「(月会費×12ヶ月) ÷ 40回 × 未実施回数」で算出される額とする。

第9条（会費の滞納）

会員が会費を滞納した場合は、本クラブはプログラムへの参加を停止または退会させることがある。

第10条（指導の回数・期間・中止）

プログラムの実施日、期間、時間、回数等についてはコースごとに定めるものとし、会員都合によるプログラム受講日の振替は長距離コースを除き不可とする。

2. 前項の規定にかかわらず、本クラブはやむを得ない事由が発生した場合は、プログラムの実施日及び実施時間を変更または中止することができる。なお、プログラムが中止になった場合は、原則代替実施日を設定する。これらは速やかに本クラブのホームページに掲載し、その他メール等の方法で会員に連絡するものとする。ただし、災害等の緊急事態発生時はこの限りではない。

3. 第2項でいう『やむを得ない事由が発生した場合』とは「プログラム実施日当日の午後3時(今津の一般コースについては午後1時)の時点で、気象庁からプログラム実施場所が所在する区域(西宮市)に、大雨、洪水、豪雪、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮等の警報、特別警報が発令されている場合」、「プログラム実施日当日の午後3時(今津の一般コースについては午後1時)以降開始時刻までに同上の警報、特別警報が発令された場合」「その他緊急事態等が発生した場合」とする。

第11条（健康管理）

会員は下記各号のいずれかに該当する場合、ただちにその旨を本クラブに通知するとともに、プログラムの欠席、本クラブの休会または退会等、必要な措置を取るものとする。ただし、休会の場合は第16条、退会の場合は第13条に従う。なお、③については会員が同居する家族等が該当する場合も含むものとする。また、新たな伝染病等の拡大等が懸念される際には、本クラブが別途提示する指示に従う。

- ① 心臓疾患、肝臓疾患等、医師から激しい運動を禁止される病気に罹患した場合
- ② 37度以上の発熱がある場合
- ③ 結核、赤痢、コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、百日咳、インフルエンザ、はしか、風疹、水ぼうそうおたふく風邪、結膜炎等の伝染病または集団感染しやすい病気に罹患している場合、もしくは罹患の疑いがある場合

2. 本クラブは、会員の健康状態の異常を発見した場合、必要に応じて会員に対してプログラムを休むことを勧告することがある

第12条（会員の遵守事項）

会員は次の事項を厳守しなければならない

- ① 明るく楽しく元気に行動すること
- ② 運動に適した健康状態であること
- ③ 時間を守ること
- ④ プログラムを無断で休まないこと
- ⑤ プログラム実施時に怪我をした場合、または体調不良を覚えた場合は、必ず本クラブコーチ

等へ連絡し、指示に従うこと

⑥ 本クラブ施設の利用に際しては、施設利用に関する諸規則及び施設管理者ならびに本クラブコーチ等の指示に従うこと

第13条（退会）

会員は、やむを得ない事由が生じた場合は本クラブを退会することができる。

2. 退会を希望する会員は、本クラブ所定の退会届に必要事項を記入し、退会希望月の25日必着（25日が土日祝日の場合は、直前の営業日）で事務局に原紙を提出するものとする。

ここでいう退会希望月とは、月会費が発生する最終月を指す。この場合、会員は、退会希望月の末日をもって本クラブを退会し、会員資格を喪失するものとする。

3. 本クラブは、退会月の翌月以降の月会費を徴収しない。ただし、会費の未納・その他支払がある場合は、速やかに解消を行う。

第14条（継続）

小学生コースの会員は、当年度のコース終了後、翌年度の小学生コースに自動的に継続される。ただし、退会を希望される場合は、第13条と同様の手続きを必要とする。

2. 小学生コース終了時点（小学6年生終了時点）で、アスリートコースへ継続意思がない場合は退会扱いとする。（自動退会）

3. 小学生コースからアスリートコースへ継続を希望する場合は、小学6年生終了月（3月）に担当コーチに申し込みを行う。その場合、アスリートコース入会金を免除とする。

4. また、3月に一度退会扱いとなった小学生コースを終了した会員が、アスリートコースに復会を求める場合は、7月入会（6月25日までお申込み）までの3ヵ月間は入会金を免除とする。

第15条（拠点・コース・曜日変更、コース追加）

会員は、拠点・コース・曜日変更追加を希望するときはホームページに記載している所定の「各種届出フォーム」にて必要事項を入力し、変更希望月の前月25日（25日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに手続きをするものとする。

2. 本クラブは、会員から「拠点・コース・曜日変更届」「コース追加届」を受理した場合は、その可否を検討し、速やかに当該会員に検討結果を連絡することとする。また、会員はその結果を受容するものとする。

3. 拠点変更に伴う入会金の徴収は、下記の通りとする。

変更前	変更後	拠点変更に係る入会金の金額（税込）
-----	-----	-------------------

今津	長居	14,200円
----	----	---------

今津	森ノ宮	1,100円	※IDカード発行に伴うもの
----	-----	--------	---------------

森ノ宮	今津	不要
-----	----	----

森ノ宮	長居	14,200円
-----	----	---------

長居	今津	5,500円／7,700円／8,800円	※コースにより異なる
----	----	----------------------	------------

長居	森ノ宮	6,600円
----	-----	--------

第16条（休会）

会員は、怪我等の理由で、やむを得ず1ヵ月以上休会するときは、ホームページに記載している所定の「各種届出フォーム」にて必要事項を入力し、休会希望月の前月25日（25日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに手続きをするものとする。

なお、本クラブの各コースは通年のメニューで運営されているため、連続した受講が困難な会員には退会を勧告する場合がある。

2. 本クラブは、第1項の手続きを経た休会月については、月会費の徴収を行わないものとする。
3. 休会期間は連続3ヶ月までとする。休会期間終了後に退会する場合は、本クラブ所定の退会届に必要事項を記入し、休会終了月の25日（25日が土日祝日の場合は、直前の営業日）必着で事務局に原紙を提出するものとする。

なお、退会届の提出がない場合は、復会として扱い、当月より会費を徴収する。

4. 休会届に明記した期間より前に復会する場合は、復会希望月の前月25日（25日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までメールで事務局に申し出る。

第17条（会員資格の取消し等）

本クラブは、会員が以下の各号のいずれか1つでも該当する場合、本クラブへの入会承認もしくは会員資格を取消し、またプログラムへの参加を断ることができる。

- ① 本規約等、本クラブの定めるルールに従わず、本クラブの運営に支障をきたす場合
- ② 会費を滞納した場合
- ③ 入会申込書に虚偽の事実を記載し、入会承認を得たことが判明した場合
- ④ 第4条に定める入会資格を満たさない状態となり、プログラムへの参加継続が不適当であると本クラブが認めた場合
- ⑤ その他、スポーツマンシップに反する行動を繰り返す等、本クラブの会員としてふさわしくないと認めた場合

第18条（事故の責任等）

会員においてプログラム参加中または本クラブ施設の利用中に人的または物的事故が生じた場合、本クラブに重大な過失がある場合を除いて、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

2. 本クラブは、会員に対して本クラブが指定する傷害保険を付保するものとする。会員においてプログラム参加中等に傷害が発生した場合は、当該傷害保険の範囲内において保障が行われるものとする。

第19条（会員情報の管理）

本クラブは、入会申込書に記載された入会希望者の住所、氏名、連絡先、既往症等の個人情報（入会希望者の保護者に関する個人情報も含む。）を、本クラブへの入会審査、審査結果連絡および円滑なクラブ運営を目的としてのみ管理、使用することができる。

2. 本クラブは、取得した会員の住所、氏名、連絡先、既往症等の個人情報（会員の保護者に関する個人情報を含む。）を、本クラブの運営に必要な範囲でのみ管理、使用し、または第三者に提供（保険付保のための手続等）することができる。なお、退会した会員の個人情報は、事務局が退会の翌年度末に消去するものとする。

第20条（規約の改正）

本クラブは、本規約を隨時改正することができる。

2. 改正後の本規約については、本クラブホームページ上に掲載する。

第21条（施行）

本規約は、2022年10月1日より施行する。